

◎新潟県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県村上市桑川字北沢 972 の 15 から 972 の 17 まで、972 の 18（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）